山形労働局

-YAMAGATA LABOUR BUREAU-



報道発表資料

令和5年9月5日(火) 【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 高橋 利明 賃 金 係 丹野 息吹

報道関係者各位

電話 023 - 624 - 8224

山形県最低賃金を令和5年10月14日から 時間額900円に引上げ

山形地方最低賃金審議会(会長:村山 水)は、本日、山形県最低賃金の改正決定(答申)に対する異議の申出に対して、本年8月18日の答申のとおり決定することが適当であると山形労働局長(局長:小林 学)に答申を行いました。

- 1 本年8月18日の答申を受け、同日から9月4日までの間、山形地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行い、本日、異議申出について審議した結果、8月18日の答申のとおり現行の最低賃金の時間額854円を46円引き上げ(引上げ率5.39%)、900円に改正することが適当である旨の答申となりました。
- 2 今後、山形労働局は、この答申を踏まえ、本年度の山形県最低賃金の改正決定に係る 手続を進めていきます。

効力発生日は、令和5年10月14日の予定です。